



元建住第 370-2 号  
令和 2 年 (2020 年) 2 月 28 日

一般社団法人 長野県宅地建物取引業協会 会長 様

長野県建設部長



建築士法施行細則の一部改正等について (通知)

建築士法の一部を改正する法律 (平成 30 年法律第 93 号。以下「改正法」という。) の施行に併せ、建築士法施行細則 (昭和 50 年長野県規則第 16 号) を一部改正し、改正法第 4 条第 4 項第 1 号及び第 2 号と同等以上の知識及び技能を有すると認める者の告示を新設し、改正法第 15 条第 1 号と同等以上の知識及び技能を有すると認める者の告示を全部改正しましたので通知します。

つきましては、貴会員への本改正等の周知をお願い致します。

記

1 改正の主な内容  
別紙のとおり

2 施行日  
令和 2 年 3 月 1 日 (改正法の施行の日)

3 その他

改正法等については以下のホームページに掲載されています。

一級建築士試験及び登録並びに建築士事務所の図書保存の制度の見直し等についてございますので、併せてご確認ください。

[https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku\\_house\\_fr\\_000092.html](https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_fr_000092.html)

建設部 建築住宅課 指導審査係  
(課長) 小林弘幸 (担当) 阿部裕子  
電 話 : 026-235-7335 (直通)  
ファクシミリ : 026-235-7479  
電子メール : kenchiku@pref.nagano.lg.jp

(別紙)

## 建築士法施行細則の一部改正等の改正内容について

### 1 建築士法施行細則の一部改正について

#### (1) 改正の理由

建築士法の一部を改正する法律（平成30年法律第93号）に伴い、実務経験は受験要件から免許要件へ変更となったことから、建築士法施行細則の一部を改正する。

#### (2) 改正の主な内容

ア 免許の申請に関すること

イ 受験の申込に関すること

### 2 告示の新設及び一部改正について

#### (1) 改正の理由

建築士法の一部を改正する法律（平成30年12月14日法律第93号）の施行に伴い、実務経験が受験要件から免許登録要件へ変更となることから、現行の建築士法（昭和25年法律第202号）第15条第2号に規定する同条第1号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者の告示を全部改正すると共に、建築士法第4条第4項第3号に規定する同項第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者の告示を新設する。

#### (2) 改正の主な内容

ア 二級・木造建築士試験に係る受験資格を実務経験なしで受験可能となる受験資格要件の水準を指定科目20単位（うち必修科目10単位）の水準として設定

イ 高等学校卒業者の所要の実務経験年数を現行の3年から2年へ緩和

ウ 実務経験に、建築物の調査又は評価に関する業務の追加

### 3 施行期日

令和2年3月1日